

令和5年度 外国人の子供の就学状況等調査 結果の概要

令和6年8月

文部科学省

総合教育政策局国際教育課

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社サーベイリサーチセンターが実施した令和5年度「外国人の子供の就学状況等及び受入状況等の把握に関する調査事業」の成果をとりまとめたものです。

外国人の子供の就学状況等調査結果の概要

調査基準日

令和5年5月1日を基準日としている。

調査実施期間

令和5年8月3日～令和5年9月29日

調査対象

市町村教育委員会（特別区を含む）1,741

※ 以下「市町村教育委員会」とする。

※ 広域連合や組合設置の教育委員会については、市区町村単位で回答。

調査手法

都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を発出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布）。回答はオンライン回答システム、もしくはエクセル調査票で回収。

主な調査項目

（1）就学状況の把握

- ・学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
- ・学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

（2）就学促進の取組

- ・外国人の子供に関する転入等の情報の取得
- ・住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況
- ・就学ガイドブック等の備付け・配布の状況・記載言語
- ・住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況
- ・学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況
- ・学齢相当の外国人の子供に係る就学案内の送付状況・記載言語
- ・外国人の就学促進に係る支援の実施状況
- ・就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

（3）各種規定の整備

- ・教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
- ・地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

（4）その他

- ・外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

留意点

- 本調査における「外国人の子供」とは、日本国籍を有しない者とし、日本国籍との二重国籍者は含まない。ただし、自治体により、外国籍の子供の日本国籍の有無の確認が取れない場合は、外国人の子供として対象に含めている。
- 「n」は、構成比算出の母数（地方公共団体数）を示している。
- 百分率による集計では、回答地方公共団体数（該当質問における該当者数）を100%として算出し、図表の数字に関しては小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記している。また、複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがある。
- 「貴地方公共団体」と明示して質問をしている項目については、教育委員会に限らず、自治体内の他部署の取組等も含むこととする。「貴教育委員会」と明示して質問をしている項目については、他部署の取組等は含めないこととする。

1. 就学状況の把握

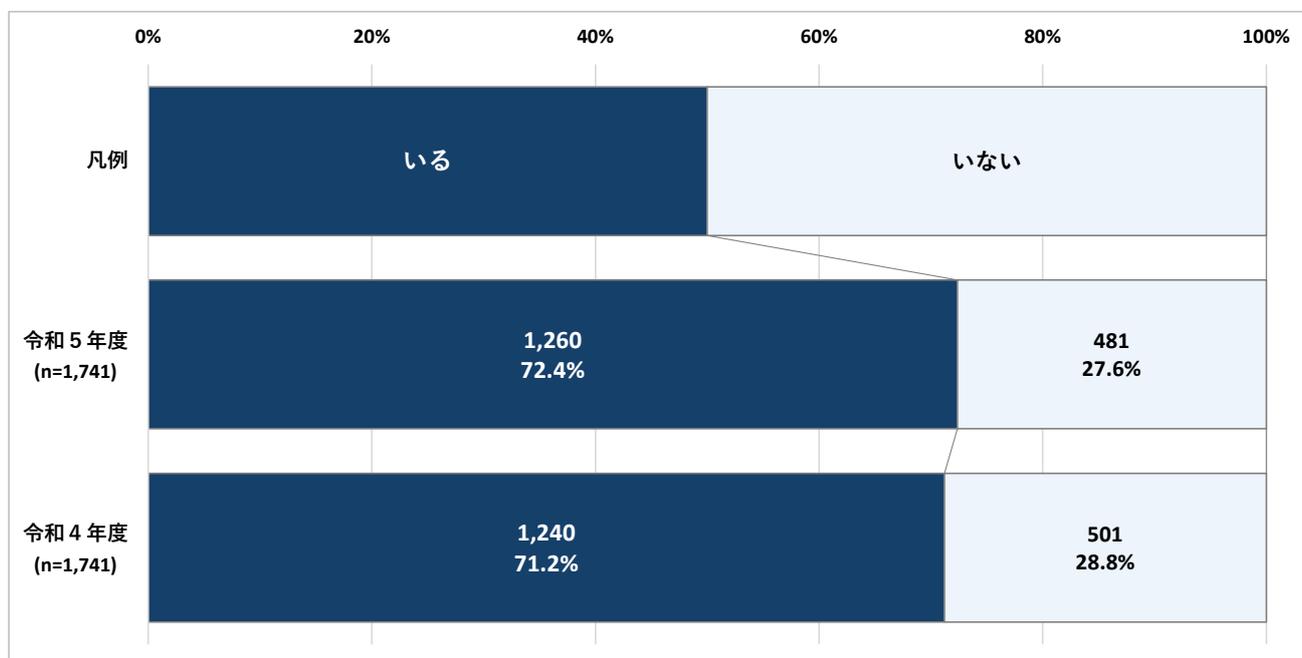
1-1. 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

※令和5年5月1日を回答基準日としている。

(1) 人数合計

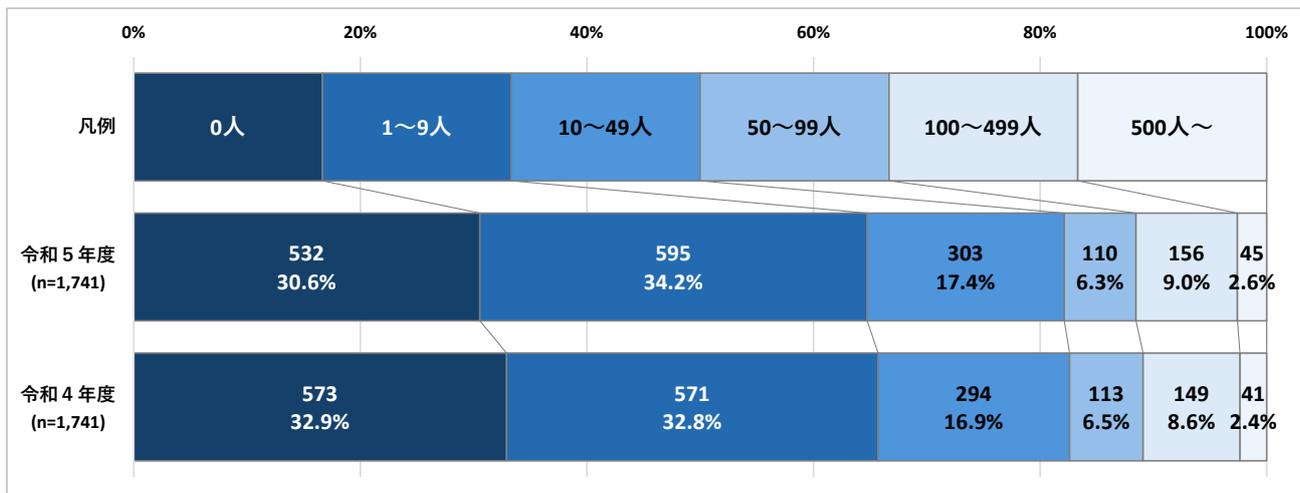
	小学生相当 計	中学生相当 計	合計
令和5年度	106,540	44,155	150,695
令和4年度	96,214	40,709	136,923

(2) 外国人の子供の有無別 地方公共団体数

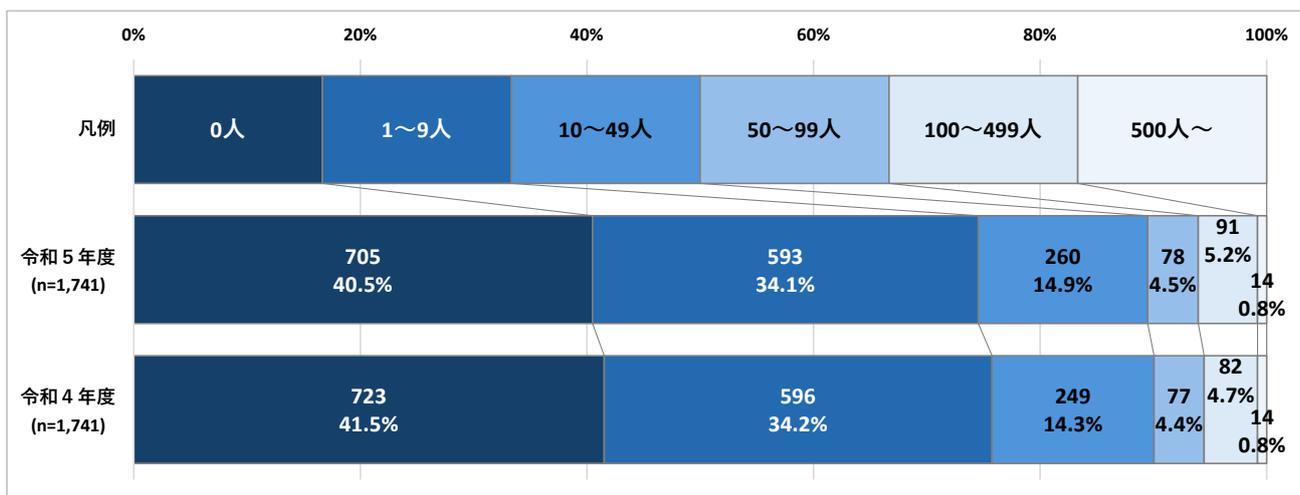


(3) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数

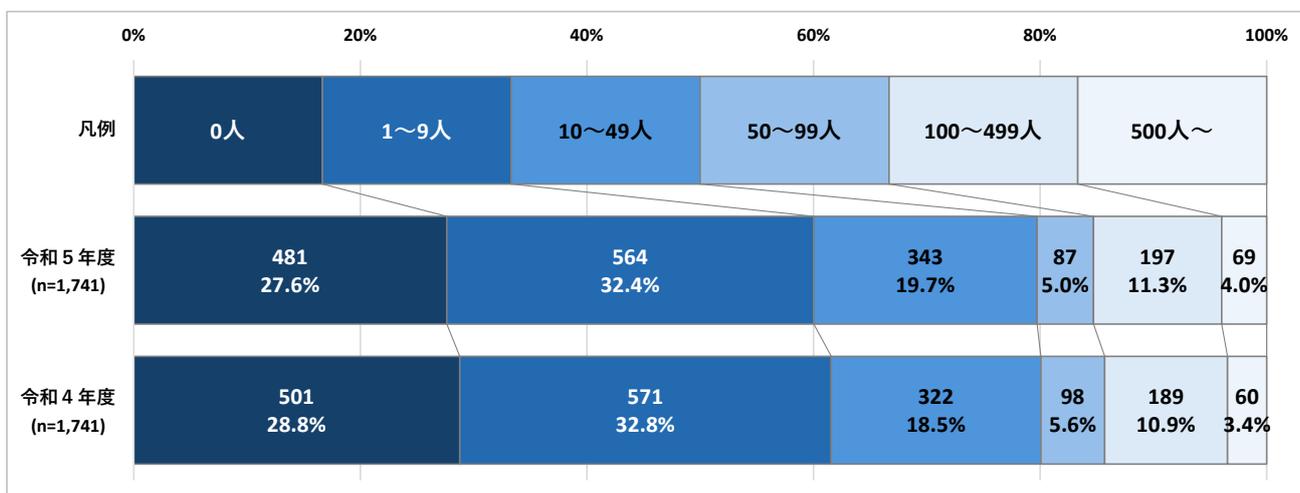
● 小学生相当



● 中学生相当



● 小学生相当・中学生相当 計



1-2. 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

【結果を見る上での留意点】

- * 1. 調査基準日時点で各地方公共団体が把握する情報に基づき可能な範囲で回答を求めたものであり、各地方公共団体に対して学校や各家庭への改めての照会を依頼したものではない。
- * 2. 調査対象は、各地方公共団体に住民登録がなされている外国人の子供であるが、住民登録の有無にかかわらず実際の在籍数に基づき回答している場合がある。
- * 3. 各学年区分については生年月日を基準とした回答としているが、義務教育諸学校においては、下学年での受入対応等により年齢相当とは異なる学年・学校種への在籍状況を回答している場合がある。
- * 4. 本調査項目でいう「就学」とは、学校教育法上の「就学」とは異なり、義務教育諸学校のほか、外国人学校への在籍も含んでいる。
- * 5. 表の各区分については以下のとおり。
 - ① 義務教育諸学校：国公立小・中・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）を指す。
 - ② 外国人学校：専ら外国人の子供の教育を目的としている施設を指し、各種学校として認可されているか否かを問わない。
 - ③ 不就学：義務教育諸学校、外国人学校のいずれにも就学していないことが確認できた者を指す。地域の日本語教室等に通っていても、義務教育諸学校、外国人学校に在籍していない場合はこれに含む。
 - ④ 出国・転居：就学しておらず、住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に転居・出国していること又は近日中にその予定であることが確認できた者を指す。
 - ⑤ 就学状況確認できず：就学案内の送付、家庭訪問、電話等により就学状況の把握を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の把握ができなかった者を指す（教育委員会が就学状況の把握を試みていない者は含まない）。
 - ⑥ その他：上記①～⑤のいずれにも該当しない者（日本の義務教育諸学校や外国人学校には就学してはいるが、母国等の学校のオンライン教育を受講している等）を指す。
 - ⑦ Q3 合計との差：「⑤就学状況確認できず」に計上されない「教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれるものと考えられる。ただし、*2・3等により、本設問と設問 Q3 を単純に比較することはできず、あくまで参考値である。

(1) 全体

● 令和5年度

	就学		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況 把握できず	⑥ その他	①～⑥ 計	⑦(参考) 住民基本台帳の人数(Q3)との差
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校						
小学生相当 合計人数	90,789	7,462	641	2,673	4,701	15	106,281	259
構成比(%)	85.4%	7.0%	0.6%	2.5%	4.4%	0.0%	100.0%	—
中学生相当 合計人数	36,450	3,531	329	1,160	2,498	14	43,982	173
構成比(%)	82.9%	8.0%	0.7%	2.6%	5.7%	0.0%	100.0%	—
合計人数	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432
構成比(%)	84.7%	7.3%	0.6%	2.6%	4.8%	0.0%	100.0%	—

● 令和4年度

	就学		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況 把握できず	⑥ その他	①～⑥ 計	⑦(参考) 住民基本台帳の人数(Q3)との差
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校						
小学生相当 合計人数	82,302	6,275	525	2,351	4,348	—	95,801	413
構成比(%)	85.9%	6.6%	0.5%	2.5%	4.5%	—	100.0%	—
中学生相当 合計人数	33,986	2,905	253	921	2,327	—	40,392	317
構成比(%)	84.1%	7.2%	0.6%	2.3%	5.8%	—	100.0%	—
合計人数	116,288	9,180	778	3,272	6,675	—	136,193	730
構成比(%)	85.4%	6.7%	0.6%	2.4%	4.9%	—	100.0%	—

※ 小・中・計はそれぞれ、「①～⑥計」と⑦の合計値が学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の合計人数と一致する。

※ 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると (③+⑤+⑦)、8,601 人となる (さらに④を加えると 12,434 人)。④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑦には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校 (国私立学校、外国人学校、他市町村の学校) については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

(2) 都道府県・指定都市別（小学生相当・中学生相当 計）

● 都道府県（指定都市を含む）別人数

	就学				③不就学		④転居・出国(予定含む)		⑤就学状況把握できず		⑥その他		①～⑥計		⑦(参考)住民基本台帳の人数(Q3)との差	
	①義務教育諸学校		②外国人学校													
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
北海道	838	733	21	8	94	19	28	43	7	31	0	-	988	834	0	1
青森県	100	90	5	4	3	0	4	3	2	0	1	-	115	97	0	0
岩手県	101	99	5	3	3	1	6	3	0	6	0	-	115	112	0	0
宮城県	499	438	57	0	6	5	3	5	0	0	0	-	565	448	47	103
秋田県	89	83	0	0	3	0	4	5	0	2	0	-	96	90	0	0
山形県	117	118	3	0	1	1	1	1	0	0	0	-	122	120	0	0
福島県	345	324	3	2	2	3	17	6	3	2	0	-	370	337	1	0
茨城県	3,702	3,356	63	62	57	31	60	56	247	237	0	-	4,129	3,742	0	0
栃木県	2,161	1,991	47	53	43	7	43	47	29	43	0	-	2,323	2,141	0	0
群馬県	3,744	3,519	282	200	43	9	65	47	163	31	0	-	4,297	3,806	0	193
埼玉県	11,939	10,572	265	242	123	49	243	433	142	126	0	-	12,712	11,422	169	43
千葉県	9,130	7,956	248	93	41	118	450	175	177	118	0	-	10,046	8,460	-14	273
東京都	21,456	19,396	4,560	3,841	70	48	1,093	960	3,164	2,661	5	-	30,348	26,906	5	39
神奈川県	12,016	11,091	1,278	987	44	21	350	154	808	1,054	0	-	14,496	13,307	-3	-6
新潟県	527	493	2	2	12	8	10	8	6	4	0	-	557	515	-2	0
富山県	940	848	0	1	13	23	21	16	3	4	0	-	977	892	-1	0
石川県	481	462	0	1	5	1	20	16	0	0	1	-	507	480	0	5
福井県	455	435	0	0	2	2	15	12	0	0	0	-	472	449	-1	0
山梨県	766	752	62	31	0	3	13	16	29	7	0	-	870	809	0	0
長野県	1,321	1,472	194	43	14	8	42	37	3	10	0	-	1,574	1,570	0	0
岐阜県	3,518	3,346	185	157	14	69	94	82	43	44	15	-	3,869	3,698	0	0
静岡県	6,110	5,820	588	556	123	106	111	176	99	136	2	-	7,033	6,794	1	0
愛知県	16,952	15,882	829	897	131	90	335	347	575	464	0	-	18,822	17,680	224	78
三重県	3,763	3,468	172	186	3	6	107	78	9	3	0	-	4,054	3,741	-5	0
滋賀県	1,837	1,742	181	176	0	0	33	19	4	6	0	-	2,055	1,943	0	0
京都府	1,481	1,350	238	213	6	2	134	149	21	23	0	-	1,880	1,737	1	0
大阪府	9,189	8,077	290	155	9	3	149	100	1,301	1,302	2	-	10,940	9,637	-11	-1
兵庫県	3,941	3,603	902	860	21	21	83	75	94	103	0	-	5,041	4,662	0	0
奈良県	474	449	16	8	8	4	18	25	3	1	0	-	519	487	0	0
和歌山県	136	142	31	31	0	0	2	1	0	0	0	-	169	174	0	0
鳥取県	110	105	2	2	2	6	8	4	0	0	1	-	123	117	0	0
島根県	308	318	1	0	1	1	5	6	0	0	0	-	315	325	0	0
岡山県	779	687	58	62	8	3	41	44	3	1	0	-	889	797	0	0
広島県	2,052	1,904	72	75	8	2	35	35	70	56	0	-	2,237	2,072	0	0
山口県	323	354	8	5	8	2	9	7	34	29	0	-	382	397	0	0
徳島県	169	145	0	0	2	0	5	2	0	0	0	-	176	147	0	0
香川県	470	403	0	0	0	6	10	3	4	0	0	-	484	412	0	0
愛媛県	238	223	8	7	6	2	7	7	2	1	0	-	261	240	0	0
高知県	74	67	1	0	4	1	2	0	3	0	0	-	84	68	0	0
福岡県	2,669	2,255	203	131	12	71	123	38	66	96	1	-	3,074	2,591	-1	0
佐賀県	144	125	1	0	0	0	5	1	0	0	1	-	151	126	0	0
長崎県	183	156	5	0	3	6	0	1	0	5	0	-	191	168	6	0
熊本県	315	301	7	0	1	1	9	1	0	2	0	-	332	305	14	0
大分県	288	247	4	4	13	13	6	5	2	0	0	-	313	269	0	2
宮崎県	148	118	0	0	0	0	0	5	0	0	0	-	148	123	2	0
鹿児島県	196	166	0	1	1	4	4	4	2	0	0	-	203	175	0	0
沖縄県	645	607	96	81	7	2	10	14	81	67	0	-	839	771	0	0
合計	127,239	116,288	10,993	9,180	970	778	3,833	3,272	7,199	6,675	29	-	150,263	136,193	432	730

※ ⑦(参考)欄がマイナスになっていることについては、P.5【結果を見る上での留意点】*2及び*3を参照。

● 指定都市別人数

	就学				③不就学		④転居・出国(予定含む)		⑤就学状況把握できず		⑥その他		①～⑥計		⑦(参考)住民基本台帳の人数(Q3)との差	
	①義務教育諸学校		②外国人学校													
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
札幌市	442	405	0	0	77	0	18	25	0	31	0	—	537	461	0	0
仙台市	331	274	56	0	0	0	0	0	0	0	0	—	387	274	49	103
さいたま市	1,806	1,587	84	107	30	0	81	70	0	0	0	—	2,001	1,764	0	0
千葉市	1,805	1,480	83	0	5	0	176	0	1	18	0	—	2,070	1,498	0	201
横浜市	5,333	4,890	886	573	19	7	175	27	616	860	0	—	7,029	6,357	0	0
川崎市	2,115	1,950	187	197	9	6	43	6	159	161	0	—	2,513	2,320	0	0
相模原市	778	754	43	33	0	0	31	30	0	0	0	—	852	817	0	0
新潟市	177	171	2	2	3	4	3	4	4	4	0	—	189	185	0	0
静岡市	359	323	4	7	0	4	6	12	21	11	0	—	390	357	0	0
浜松市	1,951	1,846	191	173	36	18	40	104	0	0	0	—	2,218	2,141	0	0
名古屋市	4,431	4,036	289	324	58	27	174	120	44	37	0	—	4,996	4,544	0	0
京都市	1,056	961	219	196	3	0	114	95	0	0	0	—	1,392	1,252	0	0
大阪市	4,942	4,250	127	0	0	0	25	0	1,146	1155	0	—	6,240	5,405	0	0
堺市	694	657	0	0	0	0	18	17	38	34	0	—	750	708	-10	-4
神戸市	1,719	1,534	600	549	0	1	11	16	48	71	0	—	2,378	2,171	0	0
岡山市	466	388	8	10	3	2	28	30	2	1	0	—	507	431	0	0
広島市	842	790	68	72	0	0	0	0	55	46	0	—	965	908	0	0
北九州市	390	355	41	48	1	0	11	12	22	10	0	—	465	425	0	0
福岡市	1,509	1,282	131	52	0	69	95	13	39	85	0	—	1,774	1,501	0	0
熊本市	187	196	5	0	0	1	5	1	0	2	0	—	197	200	14	0
指定都市計	31,333	28,129	3,024	2,343	244	139	1,054	582	2,195	2,526	0	—	37,850	33,719	53	300

※ ⑦(参考)欄がマイナスになっていることについては、P.5【結果を見る上での留意点】*2及び*3を参照。

2. 就学促進の取組

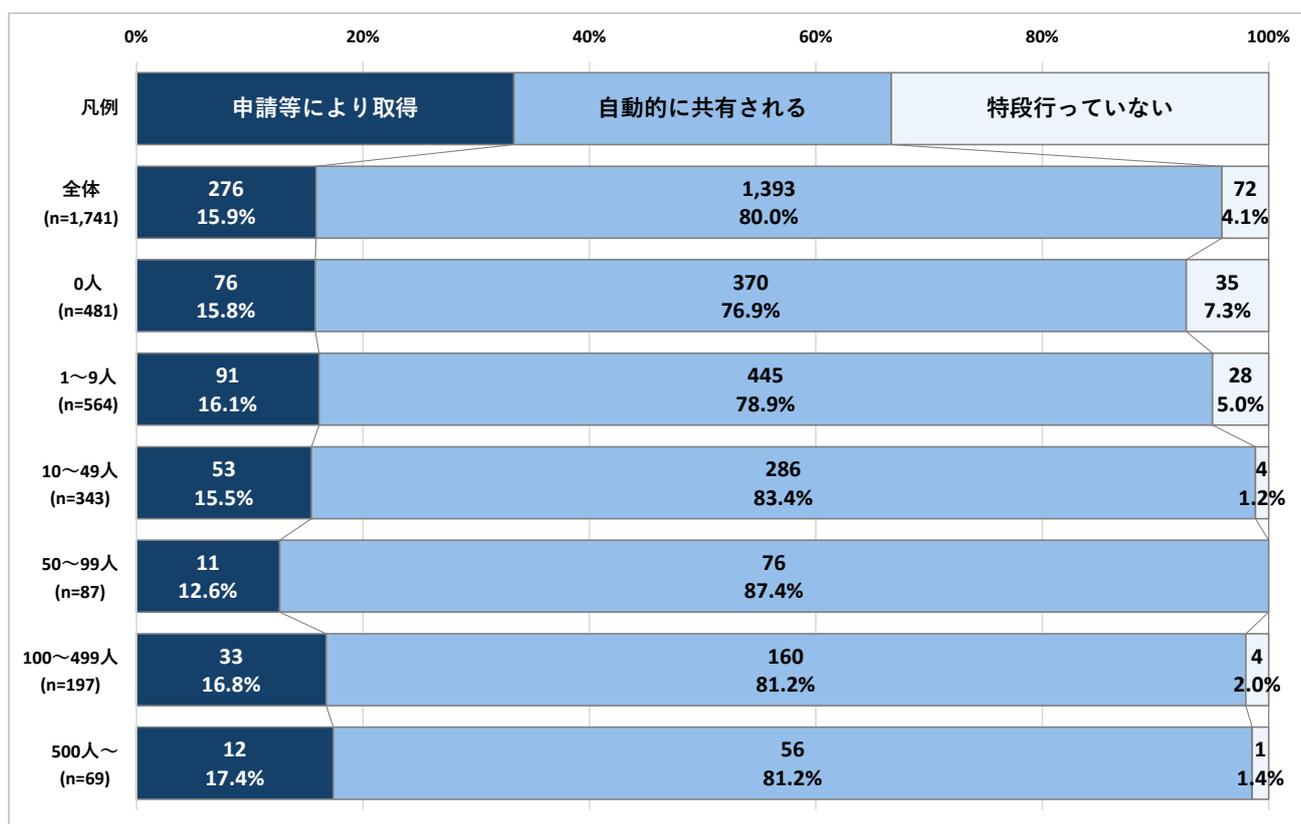
※ 2-1 から 2-14 は、調査時点で外国人の子供が居住していない地方公共団体においても、居住があった場合にどの選択肢での対応を行うことになっているのかという観点から回答を依頼。

2-1. 外国人の子供に関する転入等の情報の取得

(1) 全体

		総数(n)	住民登録情報を扱う部署等に対し、教育委員会が申請等の手続きを行うことで取得している	住民登録情報等を扱う部署から自動的に共有される	特段の情報取得は行っていない
令和5年度	地方公共団体数	1,741	276	1,393	72
	構成比(%)	100.0%	15.9%	80.0%	4.1%
令和4年度	地方公共団体数	1,741	284	1,386	71
	構成比(%)	100.0%	16.3%	79.6%	4.1%

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数

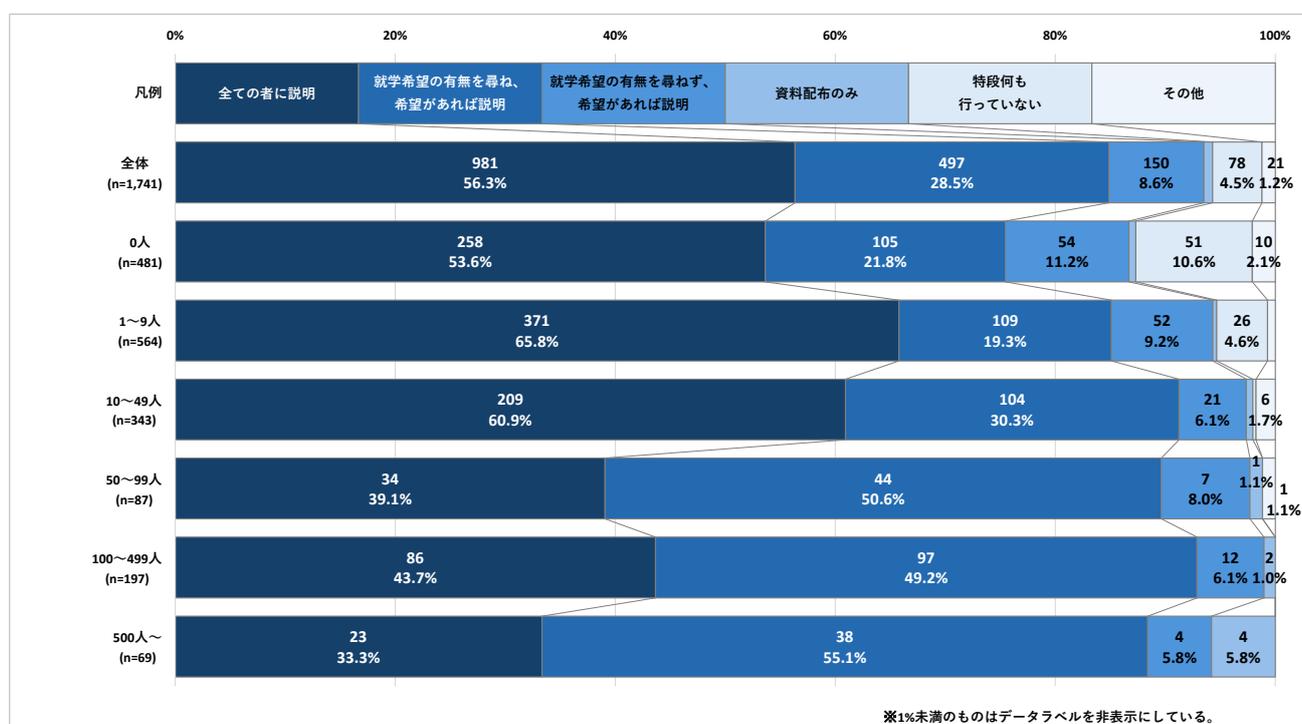


2-2. 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況

(1) 全体

		総数(n)	就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている	就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている	就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている	就学に関する資料配布のみを行っている	特段何も行ってない	その他
令和5年度	地方公共団体数	1,741	981	497	150	14	78	21
	構成比(%)	100.0%	56.3%	28.5%	8.6%	0.8%	4.5%	1.2%
令和4年度	地方公共団体数	1,741	971	504	149	13	87	17
	構成比(%)	100.0%	55.8%	28.9%	8.6%	0.7%	5.0%	1.0%

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数



2-3. 2-2で就学に関する説明を行う際の説明者（2-2「行っている」を選択）

(1) 全体

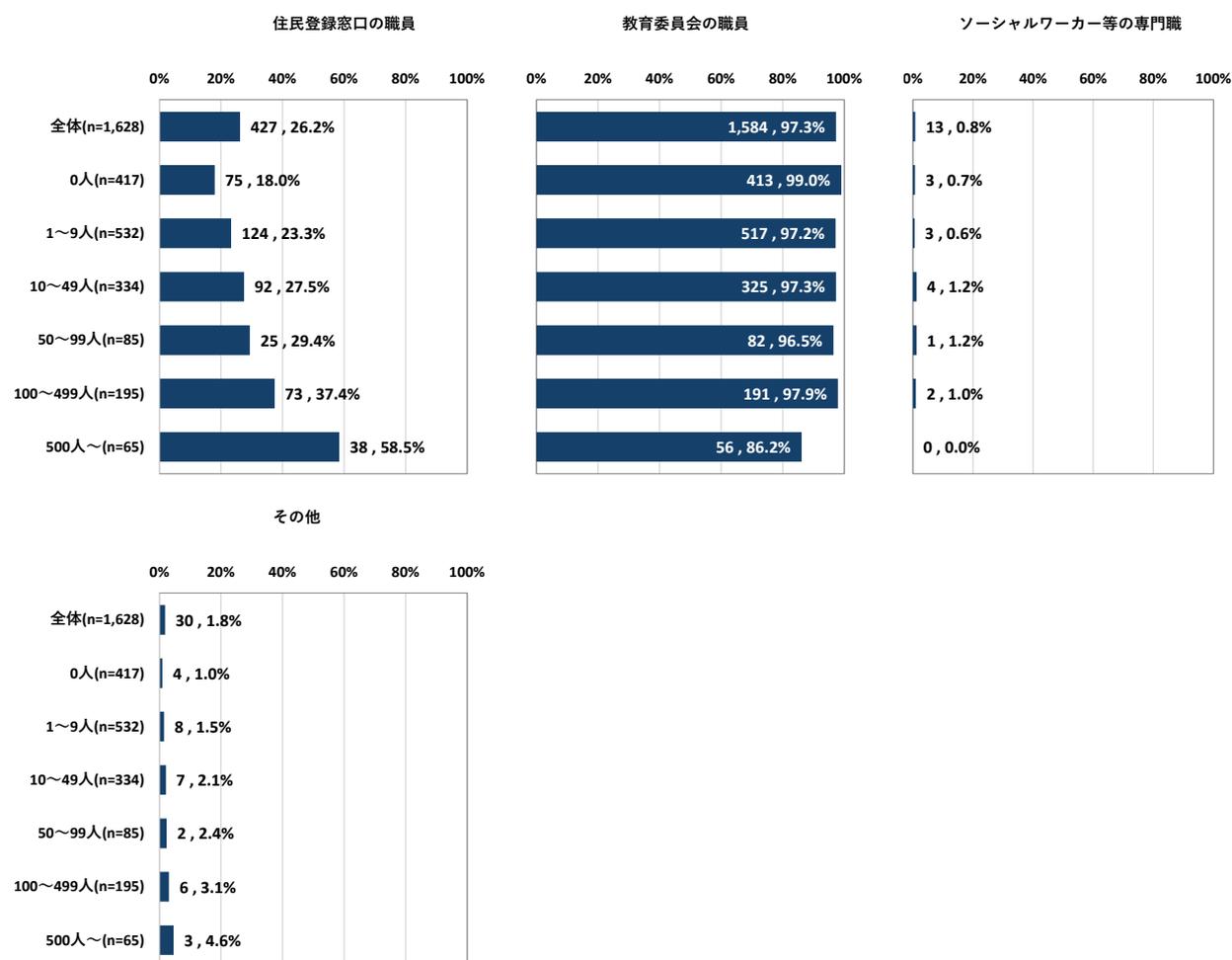
		総数(n)	教育委員会の職員	住民登録窓口の職員	ソーシャルワーカー等の 専門職	その他
令和5年度	地方公共団体数	1,628	1,584	427	13	30
	構成比(%)	100.0%	97.3%	26.2%	0.8%	1.8%
令和4年度	地方公共団体数	1,624	1,577	449	17	26
	構成比(%)	100.0%	97.1%	27.6%	1.0%	1.6%

「その他」回答例：

- ・ 他部署の職員（市民生活課、子ども家庭課、子育て支援課等）。
- ・ 外国人への生活や教育支援を行う NPO 法人／多文化共生協会の職員。
- ・ 各学校の教職員、ALT。

等

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数



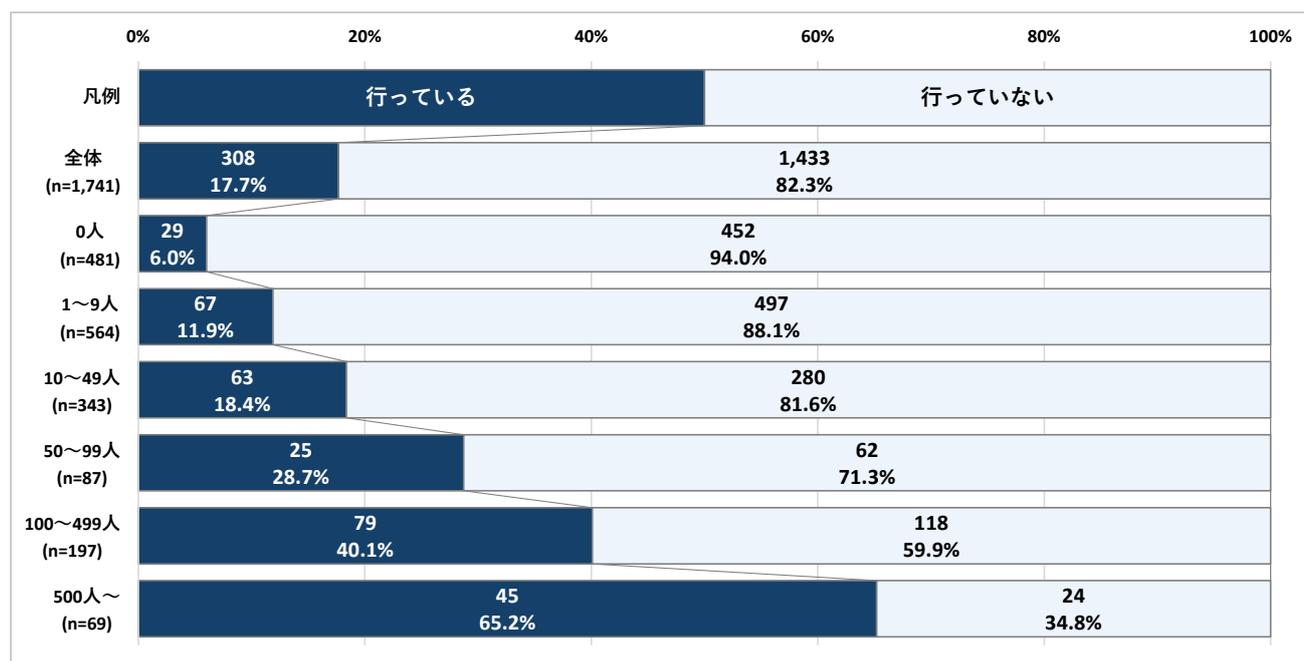
2-4. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

※2-10 の就学案内の家庭送付を除く。

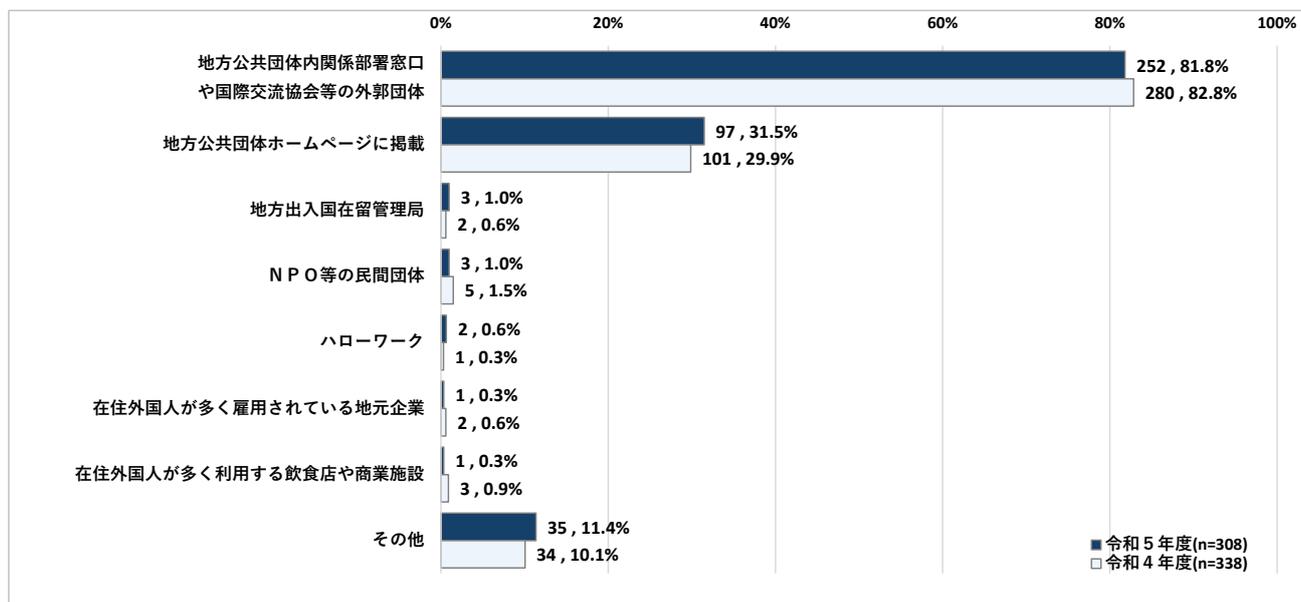
(1) 全体

		総数(n)	行っている	行っていない
令和5年度	地方公共団体数	1,741	308	1,433
	構成比(%)	100.0%	17.7%	82.3%
令和4年度	地方公共団体数	1,741	338	1,403
	構成比(%)	100.0%	19.4%	80.6%

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数



2-5. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先 (2-4「行っている」を選択)



「その他」回答例：

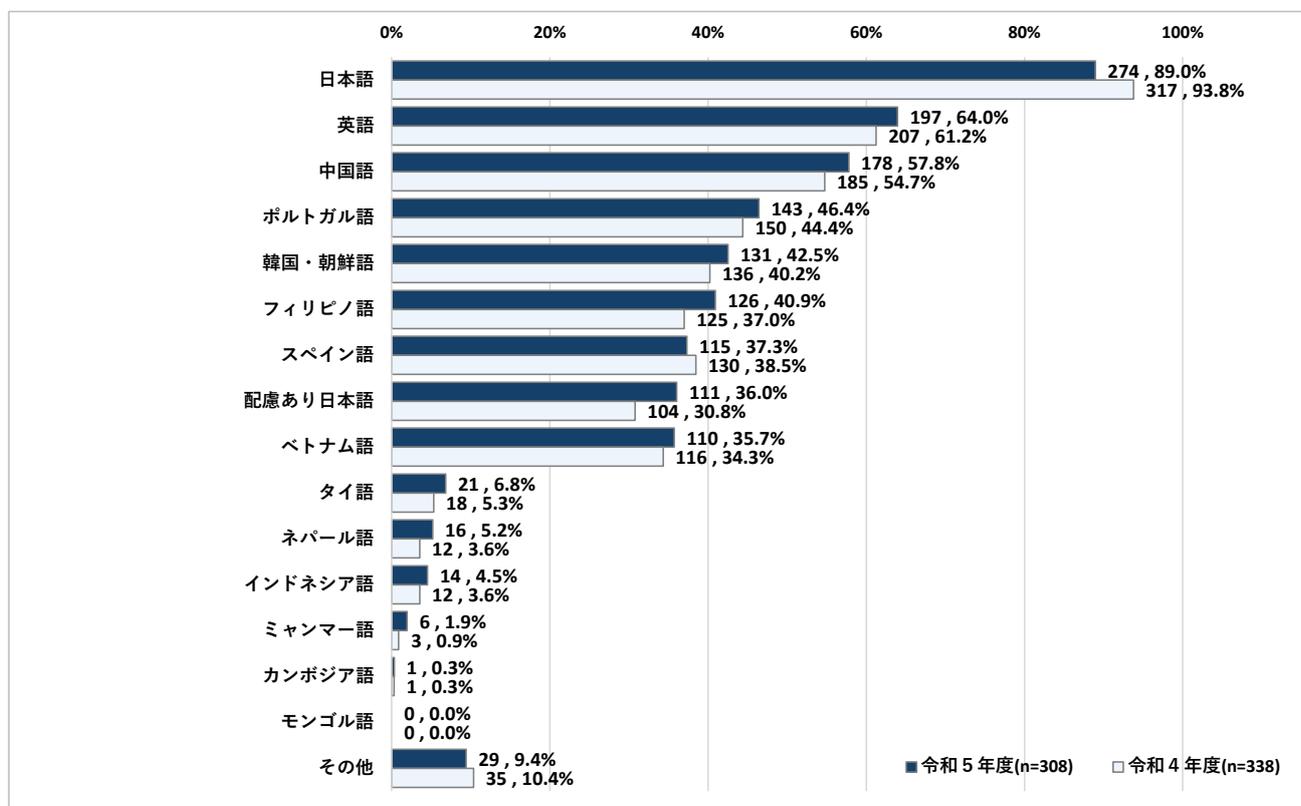
- 就学時健康診断で配布、説明。
- 就学前の外国籍児童の家庭へ配布している。
- 就学説明会を実施し、資料を配布している。
- 保育園、幼稚園、各学校にて配布。
- 国際交流協会のホームページにて、生活を始めようとする外国人のための手引きとして必要な日常生活知識を掲載した生活ガイドを公開している。

等

2-6. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語

(2-4 「行っている」を選択)

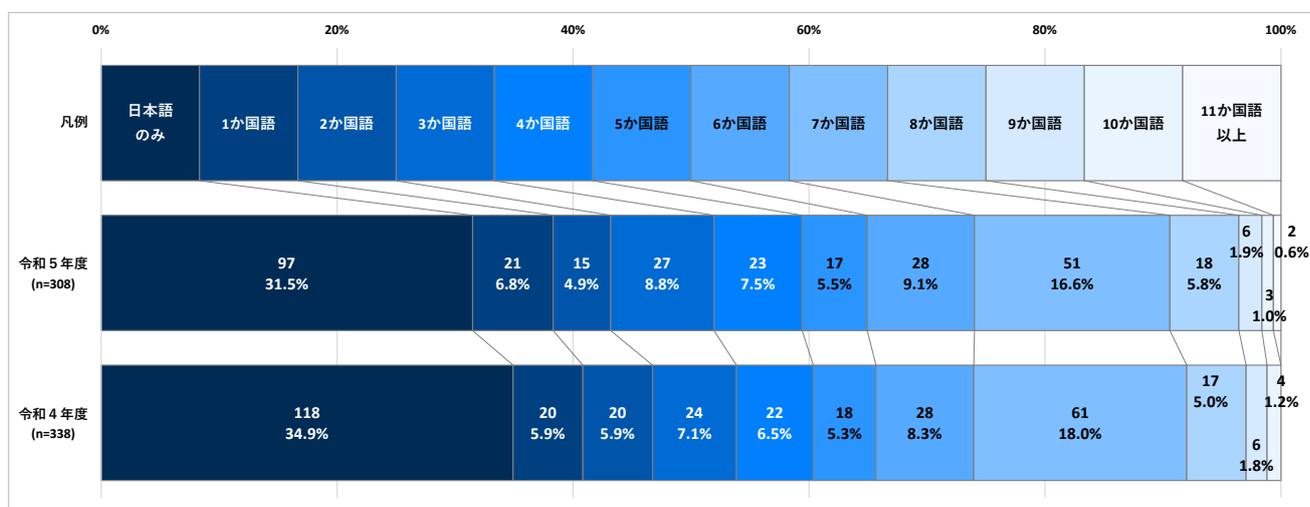
(1) 対応言語



※ 配慮あり日本語：日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいように何らかの配慮を行っている場合。

※ 「その他」回答例：ウクライナ語／ヒンディー語／ロシア語／ウルドゥー語／アラビア語／フランス語／トルコ語／ベルシャ語／シンハラ語

(2) 対応言語数



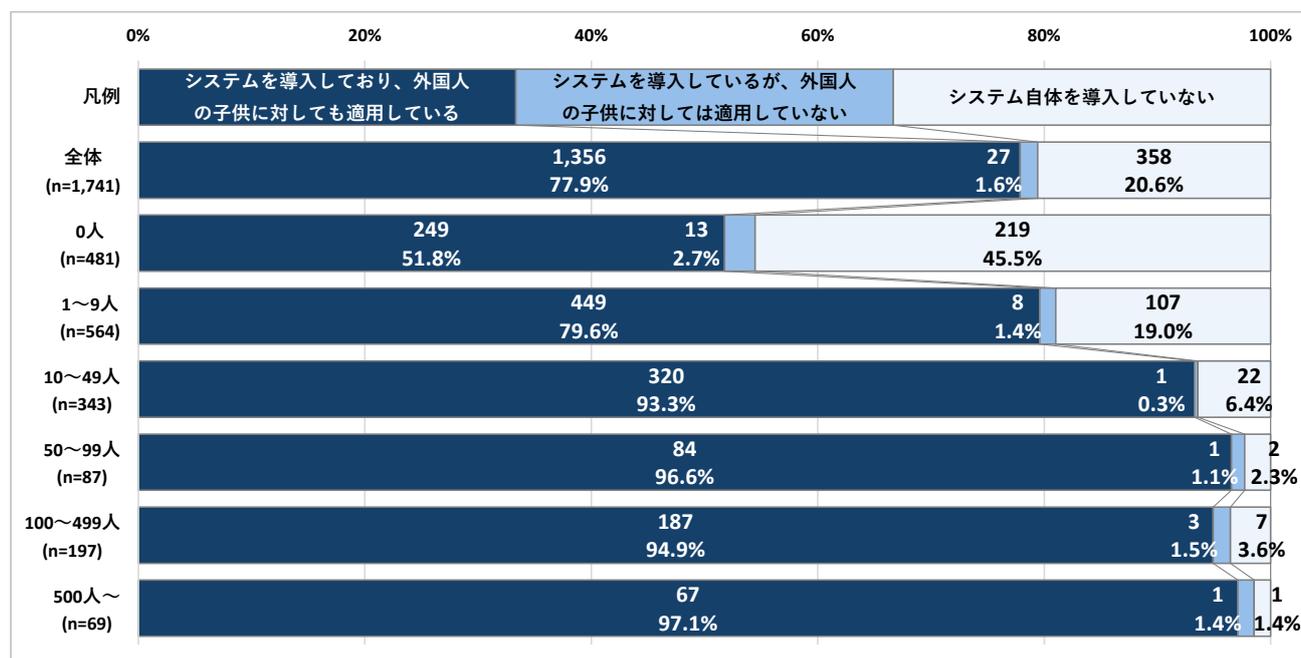
※ 「その他」のうち、複数言語の具体記述があった場合、それぞれ1言語として集計している。

2-7. 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況

(1) 全体

		総数(n)	システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している	システムを導入しているが、外国人の子供に対しては適用していない	システム自体を導入していない
令和5年度	地方公共団体数	1,741	1,356	27	358
	構成比(%)	100.0%	77.9%	1.6%	20.6%
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,336	35	370
	構成比(%)	100.0%	76.7%	2.0%	21.3%

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数

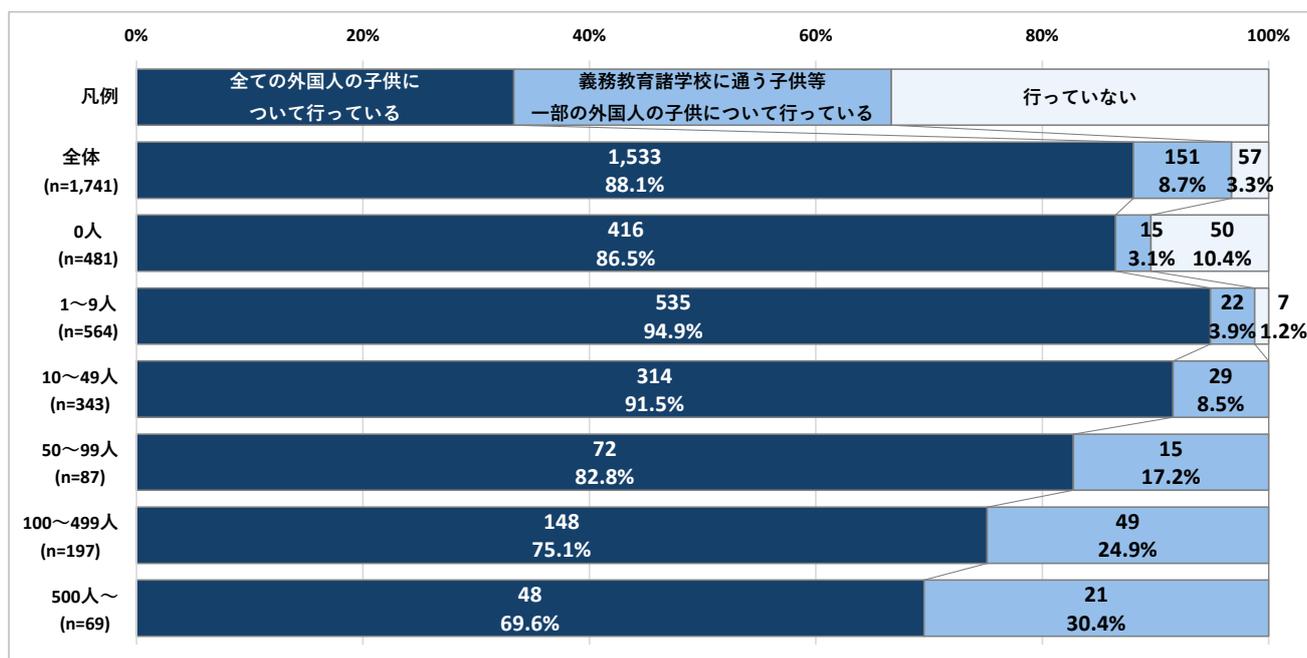


2-8. 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況

(1) 全体

		総数(n)	全ての外国人の子供について行っている	義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について行っている	行っていない
令和5年度	地方公共団体数	1,741	1,533	151	57
	構成比(%)	100.0%	88.1%	8.7%	3.3%
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,505	163	73
	構成比(%)	100.0%	86.4%	9.4%	4.2%

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数



2-9. 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成を行うことができない理由

一部回答抜粋：

- 義務教育諸学校に通っている児童生徒のみ管理している。
- システム上、義務教育諸学校以外の管理ができないため。
- 不就学者については行っていない。
- 学齢簿はシステムで管理をしているが、外国人の子供も日本人の子供も同じ管理項目となっている。そのため、外国人の子供が就学の意思がなく、日本で就学しない場合の管理がシステム上ないため、就学児童のみの管理となっている。
- 教育委員会への来訪や就学希望がなければ就学先の把握を行っていないため。
- 就学申込の手続きを行った児童生徒については、学齢簿を編成し、それ以外の者は、就学状況のみを管理している。
- 義務教育諸学校へ就学する場合を除き、外国人の子供については就学状況を把握する仕組みがないため。
- 就学年齢にあたる外国籍児童・生徒の保護者宛に文書送付、自宅訪問するなどして就学状況の把握に努めているが、回答がなかったり、会うことができなったりするため。
- 外国人の子供について、新入学時の就学状況は把握しているが、途中で転入等する外国人の就学状況を漏れなく管理することが困難であるため。
- 自宅訪問などを行っても所在の確認がとれない児童生徒がいるため。
- 外国人については就学義務がないため、学齢簿の作成はしていない。
- 就学の義務はなく、学齢簿の編成にあたっては、就学手続きをした外国人の子供のみを対象にして作成しているため。
- 住所の登録はあるが、外国に居住している子供がいるため。
- 町外の外国人学校に通っている生徒について、把握はしているが、学齢簿は編製していない。
- 就学する外国人の数が少ないため。
- 児童生徒数が少ないため、必要性を感じていないから。

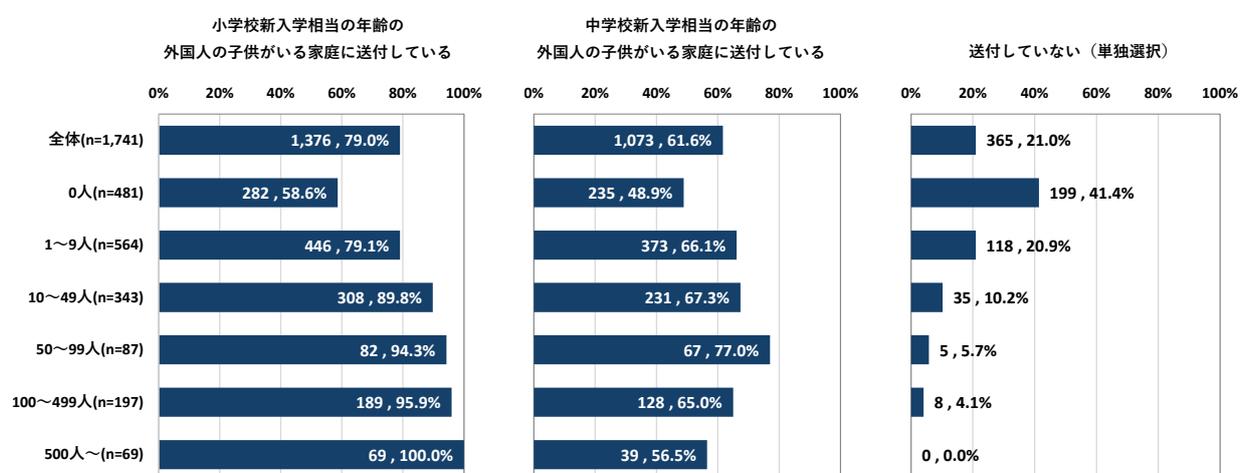
等

2-10. 学齢相当の外国人の子供に係る就学案内の送付状況

(1) 全体

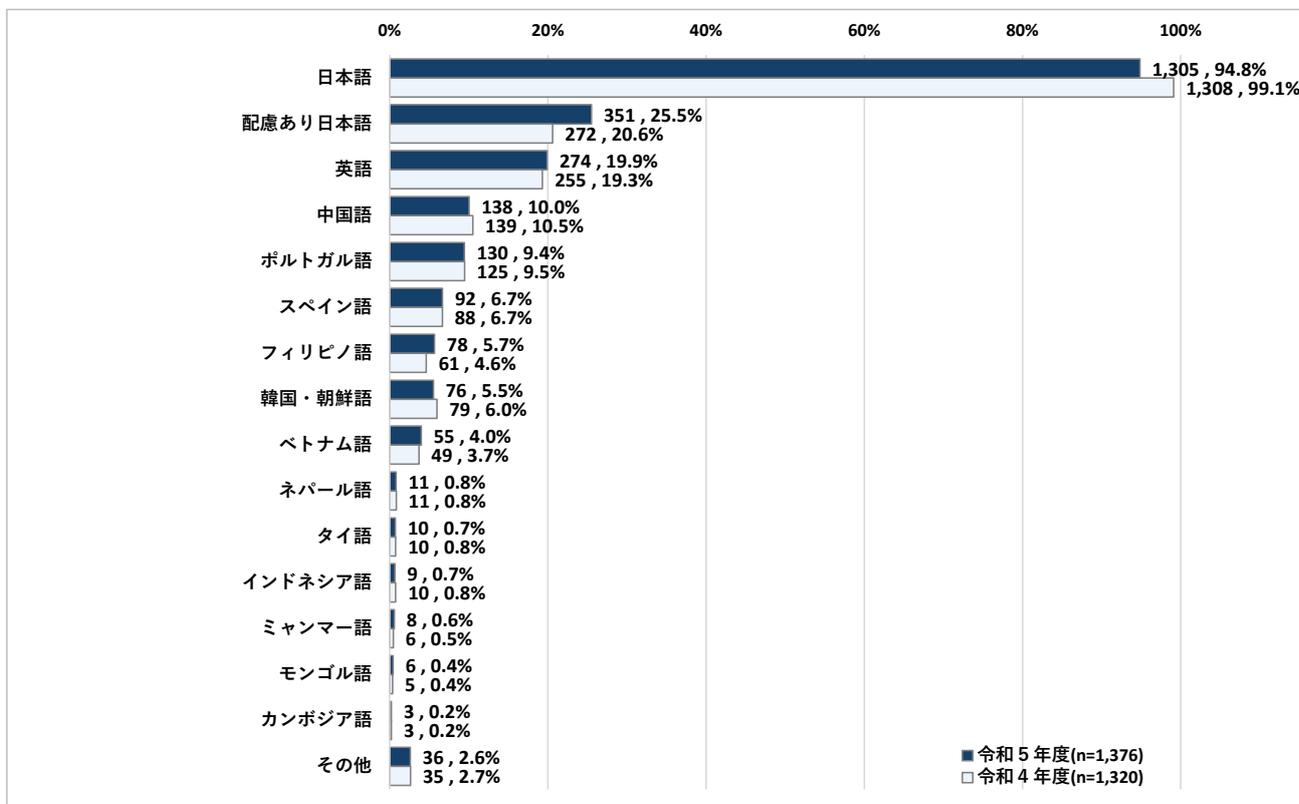
		総数(n)	小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	送付していない(単独選択)
令和5年度	地方公共団体数	1,741	1,376	1,073	365
	構成比(%)	100.0%	79.0%	61.6%	21.0%
令和4年度	地方公共団体数	1,741	1,320	1,012	421
	構成比(%)	100.0%	75.8%	58.1%	24.2%

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数



2-11. (就学案内を送付している場合) 就学案内の記載言語 (2-10で「送付している」を選択)

(1) 対応言語



※ 配慮あり日本語：日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいように何らかの配慮を行っている場合。

※ 「その他」回答例：ウクライナ語／ヒンディー語／ロシア語／ウルドゥー語／フランス語／トルコ語／ペルシャ語／ベンガル語／ラオス語／マレー語

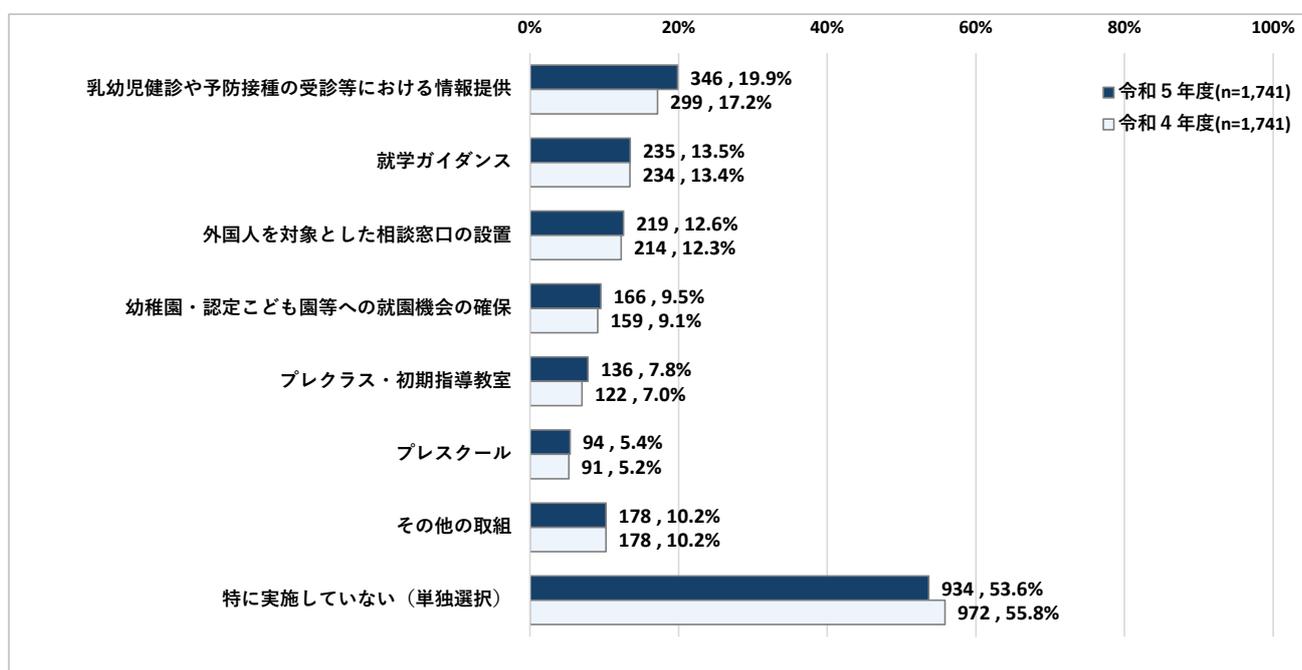
(2) 対応言語数



※ 「その他」のうち、複数言語の具体記述があった場合、それぞれ1言語として集計している。

2-12. 外国人の就学促進に係る支援の実施状況

(1) 全体

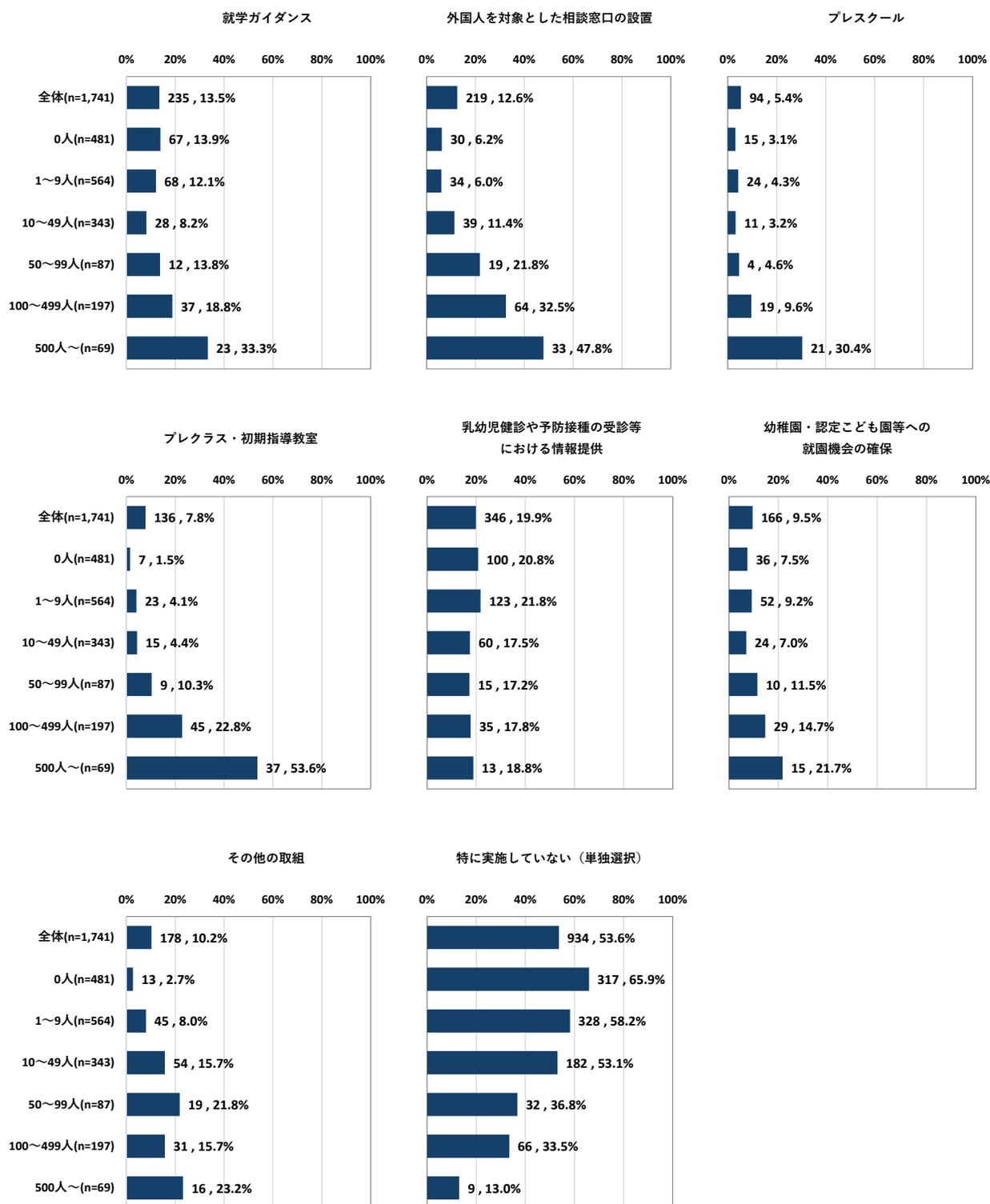


「その他」回答例：

- 国際交流員（CIR）が必要に応じて学校に出向き就学支援を行っている。
- 学校見学等、該当児童・保護者の実態に応じて、学校との連携を図っている。
- 就学を希望する児童生徒については、その児童生徒に適した学年に就学できるよう、体験入学の期間を設けている。
- 住民基本台帳に記載の新小学校1年生外国籍児童について、入学前に校区の学校が訪問等により就学案内を行っている。
- 外国にルーツをもつ児童等の保護者を対象に、日本の小学校生活や入学までに各家庭でやっておきたいこと、母語で子育てをする大切さなどについてまとめた冊子を多言語（やさしい日本語、英語、中国語、フィリピン語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語）で作成し、小学校入学前に配布している。
- 国際交流協会が主催している日本語教室への参加を促進している。
- 個々の実態に応じて、あらかじめ翻訳した書類を用意したり、県や市の通訳等を依頼したりするなどの工夫はしている。
- 外国人を支援しているNPO法人の紹介や、NPO法人と連携を図って情報を共有している。
- 就学状況に関するアンケートの実施。

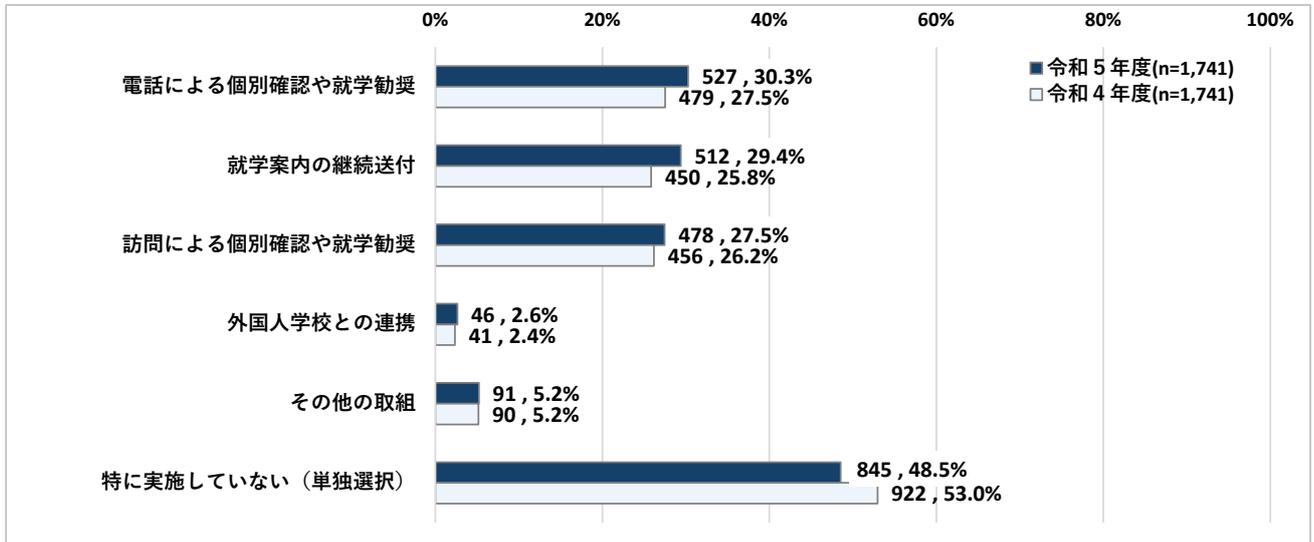
等

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数



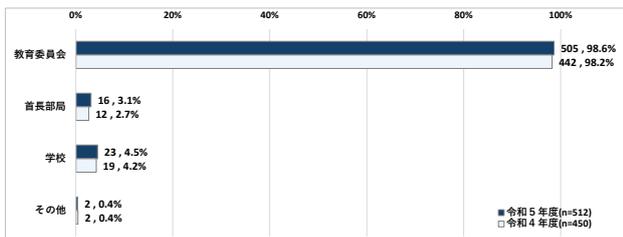
2-13. 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

(1) 実施している取組

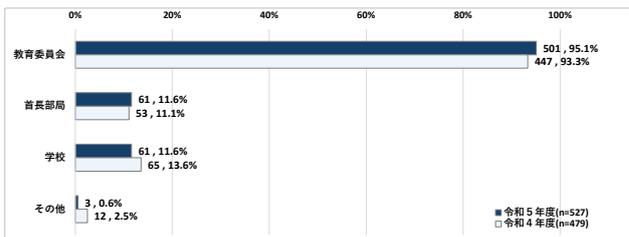


(2) 取組の実施主体

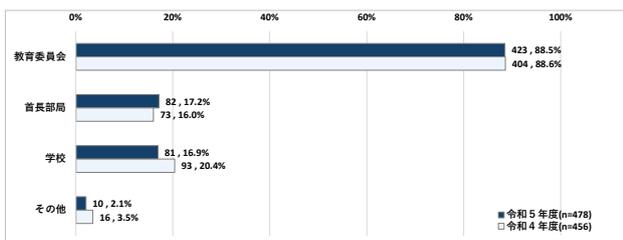
● 就学案内の継続送付



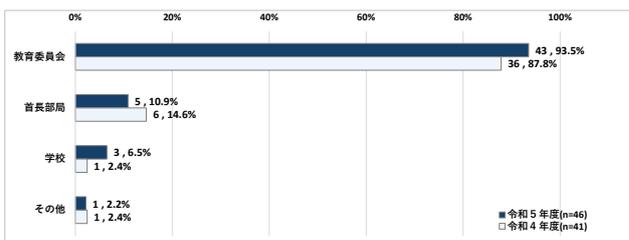
● 電話による個別確認や就学勧奨



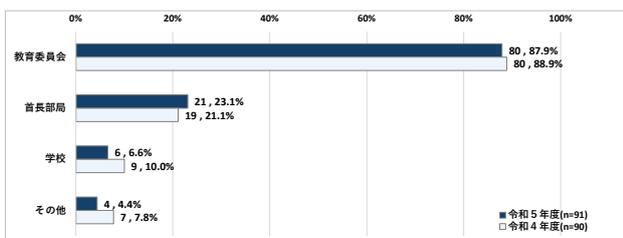
● 訪問による個別確認や就学勧奨



● 外国人学校との連携



● その他の取組



2-14. 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況（その他の取組）

一部回答抜粋：

- 教育委員会と自治体（住民基本台帳主管課）が連携及び情報共有し、外国籍の幼児、児童、生徒の転入等があった場合に就学を促している。
- 住民登録窓口の職員などの関係機関と連携を取ることで、就学状況の確認を行っている。
- 児童手当受給状況、保育園入所状況（弟・妹措置の有無）の確認等を手掛かりとして、外国人の就学状況を把握するため、各機関と連携する。
- 東京出入国在留管理局への出入国記録照会。
- 幼稚園・保育園への聞き取り調査。
- 県内の私立小中学校との連携。
- 新入学の児童について、居住地区の学校へ、就学時前健康診断受診の有無や入学意思の確認を依頼し、就学先の把握を行っている。
- 就学先不明者には、年に一度、就学状況調査を実施し、状況の把握及び区立学校への就学案内を行っている。
- 新入学のみ、連絡がなければ首長部局と連携をとり、訪問等実態調査を行う。
- 市立小中学校等への就学手続きを行わない外国人を対象とした郵送によるアンケート調査を実施。無回答の場合は個別訪問。
- 前住地への確認。
- 外国籍児童生徒適応指導教室指導員による、外国人ネットワークを利用した聞き取り調査。

等

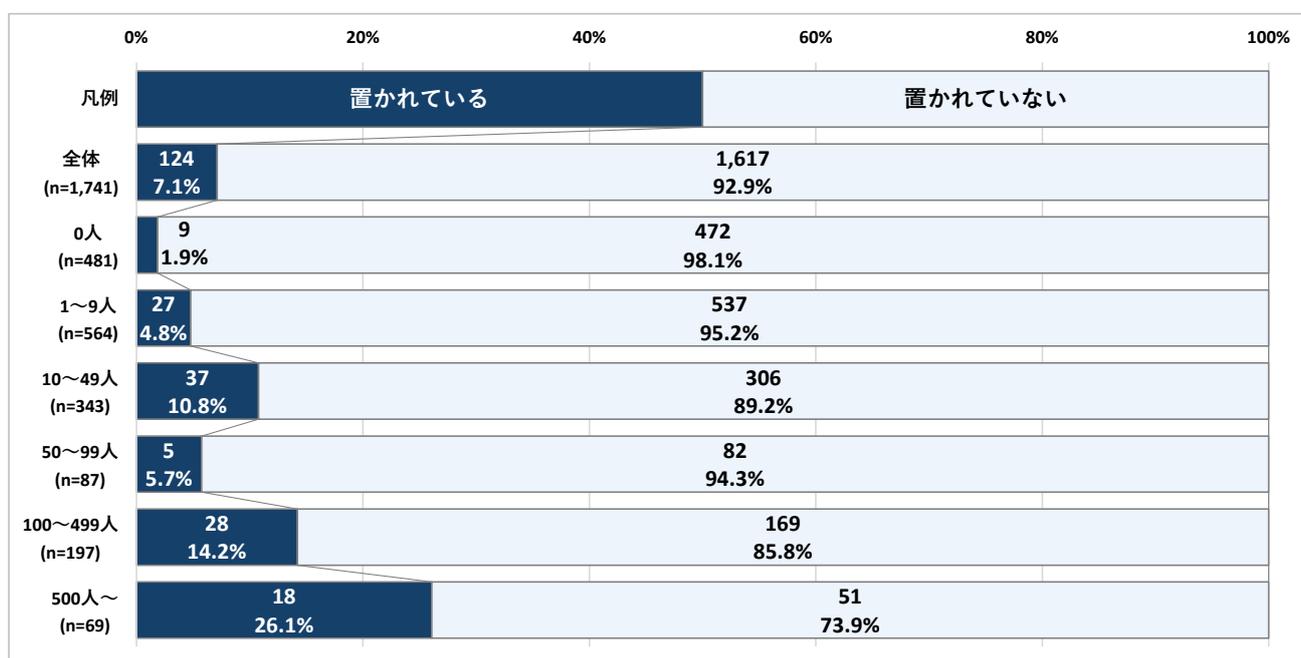
3. 各種規定の整備

3-1. 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況

(1) 全体

		総数(n)	置かれている	置かれていない
令和5年度	地方公共団体数	1,741	124	1,617
	構成比(%)	100.0%	7.1%	92.9%
令和4年度	地方公共団体数	1,741	111	1,630
	構成比(%)	100.0%	6.4%	93.6%

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数

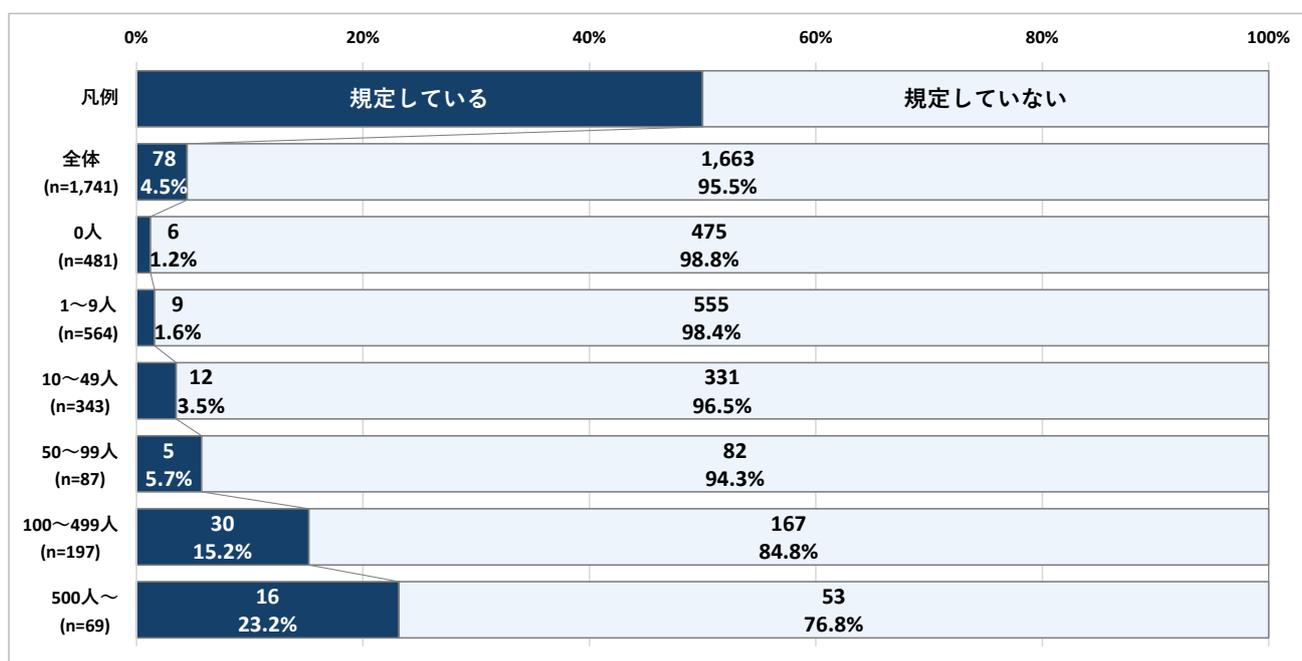


3-2. 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する 手続き等に関する規定の状況

(1) 全体

		総数(n)	規定している	規定していない
令和5年度	地方公共団体数	1,741	78	1,663
	構成比(%)	100.0%	4.5%	95.5%
令和4年度	地方公共団体数	1,741	68	1,673
	構成比(%)	100.0%	3.9%	96.1%

(2) 外国人の子供の人数区分別 地方公共団体数



3-3. 規定している規則等の名称（3-2で「規定している」を選択）

一部回答抜粋：

- 日本語教室の管理及び運営に関する要綱
- 外国人児童生徒の受け入れ業務について
- 外国籍児童生徒就学の手引き
- 市に居住する外国人就学許可規程
- 市に居住する外国人子女の就学承認等に関する要綱
- 小中学校における外国人就学取扱要領・聴講生（一時帰国中の学齢児童生徒）受入マニュアル
- 特別就学申請等に関する事務取扱要領
- 市外国人住民教育指針及び手引き
- 外国にルーツを持つ子供に対する就学支援事業実施要綱
- 日本語指導が必要な児童生徒の受け入れの手引き
- 学区外就学等事務取扱細則
- 義務教育就学に関する規則
- 市に在住する外国人の市立小・中学校就学に関する規程
- 日本語指導講師の派遣について
- 外国人転入者の就学の事務処理について
- 日本語初期指導事業要領
- 市に住所を有する外国籍の子どもの受け入れについての基本方針
- 外国人等の就学及び体験入学に関する事務取扱要領
- 外国人登録の子どもへの小学校への入学について

等

4. その他

4-1. 外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

※一部回答を抜粋して掲載

(1) 就学状況の把握に関する取組例

● 部署間連携

- 行政内の他課（子ども支援課）とのつながりにより就学前の幼保での情報を共有することにより就学時健診から支援の必要な児童や保護者に適切な支援を行うことができている。
- 転入手続きの際に小・中学校学齢相当の子供がいる場合は、教育委員会窓口での確認（手続き等の有無について）を必須としていること。
- 義務教育対象年齢の児童生徒が海外転入をした際、就学意思の有無・国籍にかかわらず教育委員会に案内してもらっている。就学においては学校へのお子さんの言語能力などに関する情報提供がスムーズとなり、不就学の場合においてもなぜ就学しないのか、詳しく聞き取りができる。
- 外国人の方が来日して住民登録をする場合、市役所内にワンストップ窓口が設置されており、就学に関する相談を、通訳を介して行うことができる。そこで「就学意向届」の記入をお願いし、外国人児童生徒の就学に関する保護者の意向を教育委員会が把握できている。
- 「日本語支援ステーション」を新たに開設し、初めて日本の学校に就学される、外国につながるのある児童生徒、保護者のために多言語での就学時ガイダンスや日本語初期集中指導等、様々なサポートを行っている。
- 国際センターが実施している日本語教室等を通して不就学・未就学状態の受講者を発掘し、当センターの「海外児童生徒教育相談」相談員が就学や編入学につなげている。

● 個別調査の実施

- 未就学状態になっている者へのヒアリング、アンケートの実施。
- 就学状況調査のために各家庭に担当者が足を運んで就学を勧めている。

(2) 就学に関する理解醸成のための取組例

● ガイダンスの実施

- 市独自の多言語進路説明会の開催による適切な進路選択を実現している。
- 例年8月下旬に就学届を送付するタイミングで、11月に実施される就学ガイダンスの案内を送付している。そのおかげで、11月開催の就学ガイダンスには多くの外国につながるのある子供やその家族に参加いただいている。
- 外国籍幼児の保護者に対する就学説明会を行うことで、入学後のミスマッチを防止できるとともに、就学に係る手続きがスムーズになっている。

● 支援員の活用

- 学校の日本語指導員や日本語教室講師による通訳や支援により、外国人児童生徒保護者に子供の就学についての理解が深まっている。
- 就学願の提出がなく、外国人学校への入学及び母国の学校でのオンライン学習を予定していない家庭については、外国籍児童生徒コーディネーターや教育委員会係員が何度も家庭訪問をして、日本の学校に入ることの不安を聞いたり、子供が学ぶ場を保障することの大切さを説明したりして、粘り強く就学を勧めている。それによって、学齢期の子供の就学状況についての把握漏れを防ぐことができている。

● その他の取組

- 民間団体の提案で、今後就学ガイドブックを作成いただき、外国人向けの就学案内を実施いただく予定。
- 学齢期の児童生徒の就学促進について、保護者の多くが勤務する企業と定期的に情報交換会を実施し、就学について理解と協力を得ている。

(3) 外国人児童生徒等の受入れに関する取組例**● 支援員の活用**

- 定住外国人就学支援員の制度があり、市内の小・中学校に通う外国籍の児童・生徒に対して、授業や日本語の指導を中心に、学校生活全般にわたるサポートを行っている。
- 必要に応じて「外国人子女支援員」を学校に派遣し、日本での学校生活に慣れるまで、言語面でのサポートをしている。その制度を保護者に話すことで、安心して就学できるようにしている。

● 入学体験・プレスクールの設置

- 幼保小の連携により、外国人の指導を早めに行き、必要に応じて面談やDLA検査（県費）を行っている。日本語指導が必要な場合、入学後すぐに指導できるような体制を整備している。
- 日本語初期指導教室で、基本的な日本語指導や学校生活に慣れる指導を行うことで、学校へのスムーズな就学につながっている。

● 言語サポート

- 言語面で不安があるご家庭に対しては、大学などと協力し、日本語指導補助者や母語支援員などの紹介を行っている。
- 日本語初期教室での母語を話すことができる語学相談員による日本語指導は、外国人の子供の就学促進に関して効果的である。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対し、「母語のわかる就学支援員配置事業」を市内小・中学校を対象に実施している。

● 支援側の研修

- 多文化共生研修会の開催が計画され、各課1名以上が参加して研修するようになっている。
- 外国人児童生徒を受け入れるまでのフローチャートを作成し、関係部署等の役割を共有した。

● その他の取組

- 今後については学校運営協議会等を通じて地域人材を活用した支援を行えるよう検討している。
- 外国にルーツのある児童生徒交流会の実施（レクリエーション、文化のワークショップ、進路ガイダンス）。
- ICT機器を活用し、外国人児童生徒の効果的な学びを図る。
- 共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育を推進している。

等